

3月17日(日) 千葉県知事選挙投票日



千葉県知事選挙は、2月28日㊂に告示され、3月17日㊌が投票日です。

- ◆投票時間 午前7時から午後8時まで
- ◆投票所 第1投票所 神崎中学校体育館
※投票所が変更となっていますので
ご注意ください。
第2投票所 米沢小学校体育館
※藤の台にお住まいの方の投票所は、
第2投票所 米沢小学校体育館となります。
- ◆投票日に用事がある方は期日前投票を
 - ◎投票期間 3月1日㊂～3月16日㊌の毎日
 - ◎投票時間 午前8時30分～午後8時
 - ◎投票できる方
投票日に、仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない方
- ◎期日前投票所 役場1階小会議室
- ◆病院などに入院中の方は不在者投票を
 - 指定病院や老人ホームなどに入院(入所)している方は、施設内で不在者投票ができます。
- ◆身体に障がいのある方は郵便による投票を
 - ◎郵便による不在者投票ができる方
 - ①身体障害者手帳を持っている方
 - ②戦傷病者手帳を持っている方
 - ③介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方
 - ◎郵便による投票をする方は、事前に町選挙管理委員会へ「郵便等投票証明書」発行の申請をして下さい。
- ◆最近、神崎町へ転居して来られた方へ
平成23年11月28日以降に本町に転居して来られた方は、本町では投票できませんが、千葉

県内の他の市町村から転居された方は、旧住所地で投票できる場合があります。

なお、この場合、投票の際には、市区町村長が発行する「引き続き県内に住んでいることの証明書」の提示が必要となります。

期日前投票所の投票立会人を募集します

町選挙管理委員会では、千葉県知事選挙における期日前投票所の投票立会人を募集します。

町民の皆さんに選挙に対する理解と関心を深めていただくとともに、実際に選挙の投票所用務に携わることで、選挙を身近なものと感じていただきたいと思います。

皆さんからの多数の応募をお待ちしております。

- ◆資格 千葉県知事選挙の選挙権を有する方
(20歳以上で、神崎町に3ヶ月以上在住)
- ◆内容 期日前投票期間に投票手続きの全般の立会い
- ◆期間 3月1日㊂～3月16日㊌
- ◆時間 午前8時20分～午後8時30分
- ◆報酬等 日額9,500円支給(他に昼食、夕食支給)
- ◆募集人員 期日前投票日(全16日間)ごとに2名
- ◆応募方法 2月14日㊂までに、町選挙管理委員会へ電話で応募して下さい。(ただし、応募者が募集人員に達した時点で締切ります。)
応募時に、氏名、住所、生年月日、職業、電話番号、所属政党、立会いでできる日をお聞きします。

神崎町農業委員会委員選挙

4月18日で任期満了に伴う神崎町農業委員会委員の選挙日程が、次のとおり実施されます。

■選挙すべき委員の数 13人

■農業委員会委員選挙の日程

【立候補予定者説明会】

3月8日㊂ 午後2時～

場所 役場(3階大会議室)

【立候補予定者届出事前審査】

3月25日㊌ 午前9時～

場所 役場(1階小会議室)

【選挙告示日(立候補受付)】

4月2日㊂ 午前8時30分～午後5時

場所 役場(2階第2会議室)

【選挙期日】

4月7日㊌

◎お問い合わせ

神崎町選挙管理委員会(役場総務課内)

☎ 0472-2111